



# いしおか

# 12・1

No. 100



提供：石岡まちづくりアカデミーⅢ

## 晩秋の山並み

筑波連山北部の山の一つである加波山も、晩秋の装いになりました。空気が澄んでいるためか、晴れた日には遠くからでも山肌がくっきり見えます。山頂付近には、風力発電用の風車が2基建てられています。

### 主 な 内 容

- 石岡市長に久保田 健一郎氏  
新市長が11月9日初登庁 P2
- 年末年始 休業期間のお知らせ P4
- パブリックコメント  
「次世代育成支援地域行動計画(案)」に意見を P6
- 平成22年2月26日まで  
住宅用太陽光発電に補助 P7
- 障害者控除対象者に認定書を交付します P14



初登庁した久保田市長に花束が贈呈されました

## 石岡市長に

# 久保田健一郎氏

### 新市長が11月9日初登庁

10月25日に行われた石岡市長選挙で初当選した久保田健一郎石岡市長が、11月9日、市役所に初登庁しました。

久保田市長は、午前9時に市役所玄関前に到着。多くの市民や職員が拍手で出迎える中、花束を受け取り、市長記章を左襟に付けた後、「希望と活力あふれる『元気いしおか』の実現に向けて全力を尽くしたい」とあいさつし、市長室に向かいました。

続いて、会議室にて市職員を前に訓示を行いました。この中で、久保田市長は「厳しい財政状況の中で、市民サービスの向上を図っていかねばならないという困難さは承知しているが、事業の見直しによって行財政改革を進めていきたい。職員には公に奉仕するというパブリックサービスの意味を再認識してもらい、一緒に汗を流しながら業務に取り組んでほしい」と市政への考え方を述べました。

その後、横田前市長から事務の引き継ぎが行われ、久保田新市政が動き始めました。

# 「元気いしおか」を目指して



石岡市長  
久保田 健一郎

このたびの市長選挙におきましては、多くの市民の皆様と接

する機会をいただき、皆様が生  
活している中でどのようなお考  
えをお持ちなのか、身にしてみ  
て感じ取った次第です。市長就任  
に当たり、お寄せいただきまし  
た数々のご厚情に心から感謝を  
申し上げます。

申し上げますとともに、皆様の  
期待に応えるべく、誰もが希望  
と活力を感じられる「元気いし  
おか」づくりのため、全力を尽  
くしてまいりたいと考えており  
ます。

私は、今後責任を持って市政  
を運営してまいる所存ですが、  
政策方針といたしまして次の四  
つを掲げたいと考えております。  
一つは、地域、産業、教育な

ど、あらゆる面で笑顔あふれる  
まちづくりを行います。

地域の元気は、市民の元気が  
らもたらされるものです。その  
ためには、働く場所の確保が必  
要であり、雇用を創出するため  
の企業などの誘致が大切である  
と考えます。

また、既存産業の活性化や教  
育環境の充実も併せて行いな  
ら、笑顔とうるおいのある市民  
生活の実現につなげてまいります。  
二つ目は、福祉、教育、地域  
活性化など市民生活を優先した  
まちづくりを行います。

市民の皆様は、永く住み続け  
ていただくことがまちづくりの  
基本でございます。そのために  
は住みやすい生活環境の実現に

必要であり、子育て支援策の充  
実など生活重視の取り組みを  
行ってまいります。

三つ目は、市政の主役である  
市民の皆様の声を大切に、市  
政に反映してまいります。また、  
市の情報は積極的にわかりやす  
く開示してまいります。

四つ目は、行政のムダを廃し、  
効率的・効果的な行政経営を徹  
底します。

市民が本当に求めているもの  
を見極めながら、民間の経営感  
覚を持って、事務事業の「選択  
と集中」による行政経営に努め  
てまいります。

地方分権が進展する中、地方  
の自立力・経営力が今後ますます  
重要になってきております。  
本市の持つ自然や歴史資源を大  
切なまちの財産として、次の世  
代へと誇りを持って引き継いで  
いくために、今まさに市民の皆  
様と手を携え、しっかりと将来  
を見据えたまちづくりを進めて  
まいりたいと考えております。

## 退任のあいさつ

将来への基盤づくりに努めた四年間



横田 凱夫

設など、観光拠点の整備にも努  
めたほか、中心市街地活性化に  
ついても、商工関係団体と計画  
づくりに取り組み、成果を得つ  
つあります。

一方、鹿島鉄道の廃線という  
悲しい出来事もありました。し  
かし、バス高速輸送システム(B  
RT)導入という新たな試みに  
ついては、方向づけができた  
と思っています。

最初の仕事は、十年間の市の  
方針を定める「第一次総合計画」  
の策定でしたが、市民満足度を  
重視するスタイルを確立できた  
ことは、今後に繋がる成果だと  
思っています。

また、重要な課題である市内  
の一体感醸成にも取り組み、(仮  
称)朝日トンネルやインター  
チェンジの事業化のほか、乗合  
いタクシートの全市域運行、「ひ  
とづくり」の視点からの子育て

支援策などにも積極的に取り組  
みました。茅葺き民家の保存と  
後継者育成、朝日里山学校の開

校施設の耐震化など積み残した  
課題もありますが、私なりに新  
市の基盤づくりと、将来への布  
石を置くことができたと思っ  
ています。これもひとえに、市民  
の皆様の温かいご支援、ご協力  
の賜物です。

市政運営において、市民の皆  
様のご協力は今後一層欠かせな  
いものになりますので、引き続  
き市政にお力添えを賜りますよ  
うお願い申し上げます。長い間、  
ありがとうございます。

休業期間中、出生・死亡届などの戸籍届出事務は市役所・八郷総合支所で、日直が受け付けます。

休業日

# 市の施設など 年末年始休業期間のお知らせ

| 児童施設など               |                 | 図書館・公民館・市民会館       |                    |                     |                    |                     |                     | 水道                | 保健センター            | 市役所                 |                     | 施設名 | 日 | 月 |                      |                      |                    |
|----------------------|-----------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|-----|---|---|----------------------|----------------------|--------------------|
| 勤労青少年ホーム<br>☎24・0322 | 児童館<br>☎22・3858 | 児童センター<br>☎26・3678 | 石岡市民会館<br>☎22・5187 | 城南地区公民館<br>☎26・3341 | 東地区公民館<br>☎26・6503 | 国府地区公民館<br>☎22・2940 | 府中地区公民館<br>☎23・1530 | 中央公民館<br>☎43・6262 | 中央図書館<br>☎24・1507 | 八郷水道事務所<br>☎43・1118 | 湖北水道企業団<br>☎24・3232 |     |   |   | 八郷保健センター<br>☎43・6655 | 石岡保健センター<br>☎24・1386 | 八郷総合支所<br>☎43・1111 |
|                      |                 |                    |                    |                     |                    |                     |                     |                   |                   |                     |                     |     |   |   |                      | 28                   | 12                 |
|                      |                 |                    |                    |                     |                    |                     |                     |                   |                   |                     |                     |     |   |   |                      | 29                   |                    |
|                      |                 |                    |                    |                     |                    |                     |                     |                   |                   |                     |                     |     |   |   |                      | 30                   |                    |
|                      |                 |                    |                    |                     |                    |                     |                     |                   |                   |                     |                     |     |   |   |                      | 31                   |                    |
|                      |                 |                    |                    |                     |                    |                     |                     |                   |                   |                     |                     |     |   |   |                      | 1                    | 1                  |
|                      |                 |                    |                    |                     |                    |                     |                     |                   |                   |                     |                     |     |   |   |                      | 2                    |                    |
|                      |                 |                    |                    |                     |                    |                     |                     |                   |                   |                     |                     |     |   |   |                      | 3                    |                    |
|                      |                 |                    |                    |                     |                    |                     |                     |                   |                   |                     |                     |     |   |   |                      | 4                    |                    |

| その他の施設                 |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  | スポーツ施設             |                     |                        |                            | 施設名 | 日 | 月 |                          |                    |                      |                      |                    |   |
|------------------------|----------------------|--------------------|------------------------|-----------------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|------------------|--------------------|---------------------|------------------------|----------------------------|-----|---|---|--------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|--------------------|---|
| 茨城県フラワーパーク<br>☎42・4111 | やさ温泉ゆりの郷<br>☎42・4126 | 石岡地方斎場<br>☎22・6828 | シルバー人材センター<br>☎23・3399 | 乗合いタウンメイト(まちなか中継センター)<br>☎23・5500 | まちかど情報センター<br>☎27・5171 | 社会福祉協議会八郷支所<br>☎36・4311 | 社会福祉協議会石岡本所<br>☎22・2411 | 白雲荘<br>☎26・4126 | 旭台会館<br>☎26・1366 | 朝日里山学校<br>☎51・3117 | 常陸風土記の丘<br>☎23・3888 | 地域包括支援センター<br>☎35・1127 | ふれあいの里石岡ひまわりの館<br>☎35・1126 |     |   |   | 石岡小学校屋内温水プール<br>☎23・1088 | 柏原野球公園<br>☎23・8158 | 石岡海洋センター<br>☎23・5191 | 八郷総合運動公園<br>☎43・6884 | 石岡運動公園<br>☎26・7210 |   |
|                        |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  |                    |                     |                        |                            |     |   |   |                          |                    |                      | 27                   | 12                 |   |
|                        |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  |                    |                     |                        |                            |     |   |   |                          |                    |                      |                      | 28                 |   |
|                        |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  |                    |                     |                        |                            |     |   |   |                          |                    |                      |                      | 29                 |   |
|                        |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  |                    |                     |                        |                            |     |   |   |                          |                    |                      |                      | 30                 |   |
|                        |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  |                    |                     |                        |                            |     |   |   |                          |                    |                      |                      | 31                 |   |
|                        |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  |                    |                     |                        |                            |     |   |   |                          |                    |                      |                      | 1                  | 1 |
|                        |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  |                    |                     |                        |                            |     |   |   |                          |                    |                      |                      | 2                  |   |
|                        |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  |                    |                     |                        |                            |     |   |   |                          |                    |                      |                      | 3                  |   |
|                        |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  |                    |                     |                        |                            |     |   |   |                          |                    |                      |                      | 4                  |   |
|                        |                      |                    |                        |                                   |                        |                         |                         |                 |                  |                    |                     |                        |                            |     |   |   |                          |                    |                      |                      | 5                  |   |

# 年末年始のごみ収集と し尿くみ取り

● 問い合わせ  
市役所環境対策課  
☎ 23・1111 (内線146)  
八郷総合支所 総務課  
☎ 43・1111 (内線1143)

## ★ごみの収集

・決められた指定収集日の午前8時までに出してください。  
・年末は、自己搬入が多くなり周辺道路が大変混雑します。大掃  
除は早めに済ませて、ごみは指定の日に集積所へ出して下さい。

| 八郷地区      |   |                   |           | 石岡地区                                     |                     |               |               |
|-----------|---|-------------------|-----------|--|---------------------|---------------|---------------|
| 柿岡(新地を除く) | 細谷・上青柳・下青柳・原押<br>越・加生野・須釜・小幡・葦穂<br>柿岡(新地) | 恋瀬・瓦会・長堀・八重       | 右記以外の園部   | 張間・パセオ・パルク・南山崎・<br>園西・宿山崎・柴間・富士ハ<br>イランド | 林・小桜・高友・金指・片野       | コース           | コース           |
| 可燃ごみ      | 可燃ごみ                                      | 茶色ビン              | 可燃ごみ      | プラスチック・<br>新聞紙・段ボール                      | プラスチック・<br>新聞紙・段ボール | 年末最終日<br>収集品目 | 年末最終日<br>収集品目 |
| 12月28日(月) | 12月28日(月)                                 | 12月28日(月)         | 12月28日(月) | 12月26日(土)                                | 12月26日(土)           | 12月28日(月)     | 12月28日(月)     |
| 1月4日(月)   | 1月4日(月)                                   | その他ビン・<br>カン・不燃ごみ | 可燃ごみ      | 1月5日(火)                                  | 1月5日(火)             | 1月4日(月)       | 1月4日(月)       |
| 可燃ごみ      | 可燃ごみ                                      | 可燃ごみ              | 可燃ごみ      | 可燃ごみ                                     | 可燃ごみ                | 燃えるごみ         | 燃えるごみ         |
| 12月29日(火) | 12月29日(火)                                 | 12月29日(火)         | 12月29日(火) | 12月29日(火)                                | 12月29日(火)           | 1月4日(月)       | 1月4日(月)       |
| 無色のびん     | 無色のびん                                     | 無色のびん             | 無色のびん     | 無色のびん                                    | 無色のびん               | 無色のびん         | 無色のびん         |

## ★ごみの搬入

休業 12月29日(火) ~  
1月3日(日)

・石岡地区  
霞台厚生施設組合  
環境センター

小美玉市高崎 1824・2

☎ 26・0246

休業 12月30日(水) ~  
1月3日(日)

・八郷地区

新治地方広域事務組合  
環境クリーンセンター

かすみがうら市上佐谷 31・1

☎ 59・4649

## ★し尿くみ取り

し尿のくみ取りはお早めに!

石岡地区

(有)環境保全 ☎ 24・3106

(有)環東クリーンサービス ☎ 26・5244

石岡興業(株) ☎ 23・4149

(有)石岡衛生 ☎ 26・4594

八郷地区

(有)城東クリーンサービス

石岡興業(株) ☎ 26・5244

(有)石岡衛生 ☎ 23・4149

(有)常陸 ☎ 23・1166

(有)八郷衛生 ☎ 44・0151

小松崎運輸(有)

☎ 44・1004

(有)博愛社 ☎ 46・4453

# 年末年始は 休みません

\*つくばねオートキャンプ場  
☎ 42・2922  
\*国民宿舎つくばね  
☎ 42・3121



| 1月                                |                                | 12月                  |                       | 診療科目   | 受付時間   |
|-----------------------------------|--------------------------------|----------------------|-----------------------|--------|--|
| 3日(日)                             | 2日(土)                          | 31日(木)               | 30日(水)                |        |  |
| 石岡市医師会病院<br>☎ 22・4321             | 石岡循環器科<br>脳神経外科病院<br>☎ 58・5211 | 山王台病院<br>☎ 26・3130   | 齊藤病院<br>☎ 26・2131     | 外科     | 受付時間<br>午前9時~11時30分<br>午後1時~3時30分                |
| 色川歯科医院<br>☎ 831・2672              | 平井歯科医院<br>☎ 22・2473            | 小松崎歯科医院<br>☎ 22・3282 | わかまつ歯科医院<br>☎ 24・1184 | 歯科     |  |
| 緊急診療所<br>(石岡市医師会病院内)<br>☎ 23-3515 |                                |                      |                       | 内科・小児科 | 受付時間<br>午前9時~11時30分<br>午後1時~3時30分<br>午後7時~10時30分 |





仕事と子育ての両立に向けて

## 一般事業主行動計画の 策定は済みましたか？

次世代育成支援対策推進法に基つき、従業員301人以上(平成23年4月1日からは101人以上)の企業は、従業員が仕事と子育てを両立できるよう「一般事業主行動計画」を策定し、茨城県労働局へ届け出なければなりません。また、策定した「一般事業主行動計画」は、公表と従業員への周知が必要です。

従業員300人以下(平成23年4月1日からは100人以下)の企業は、策定・届出と公表・周知が努力義務となります。

行動計画は、

- ① 期間
  - ② 目標
  - ③ 目標達成のための対策
- が含まれる計画です。



厚生労働省の認定を受けた事業主は、次世代認定マーク「くるみん」を広告、商品、求人広告などにつけることができ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。

現在、県内で認定されている子育て支援企業は6社です

- ・ いばらきコープ生活協同組合
- ・ (株)カスミ
- ・ (株)関東つくば銀行
- ・ (株)ケースホールディングス
- ・ 関彰商事(株)
- ・ 独立行政法人物質・材料研究機構

※一般事業主行動計画の策定届出などは、厚生労働省のホームページを参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

※全国の都道府県労働局のホームページでは、認定企業名と内容を見ることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/index.html>

● 問い合わせ  
市役所 とも福祉課  
☎ 23・1111 (内線172)

・ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体

・ 市内在勤・在学者  
● 応募方法  
住所、氏名(団体名)、連絡先を明記のうえ、持参または郵送・ファックス・電子メールで応募ください。様式は自由です。

● 意見の公表  
意見に対する個別の回答はしませんが、意見の概要とそれに対する市の考え方をホームページで公表する予定です。

なお、同様の意見は集約することがあります。

※住所・氏名などの個人情報は一切公表しません。



● 応募先・問い合わせ

〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

市役所 とも福祉課

☎ 23・1111 (内線172)

FAX 27・5835

✉ kodomo@city.ishioka.lg.jp

<http://www.city.ishioka.lg.jp/>

12月4日(金)～18日(金)

### パブリックコメント

## 「石岡市次世代育成支援地域行動計画(案)」に意見を

パブリックコメントとは、市が計画などを策定する際にその内容を公表し、市民から寄せられた意見などを考慮して、計画を決定していくものです。

市では、次代を担う子どもたちが健やかに明るく育つ環境や、子育てに喜びや楽しさが持てる地域とするための次世代育成支援計画の検討案について広く市民から意見を募集します。

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えます。そこで、国では少子化対策のため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

この法律では、次代の社会を

担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりを目的として、行動計画の策定を市町村に義務付けています。

市では、この法律に基づき、平成17年度から前期・後期の2期(10年間)に分けた「石岡市次世代育成支援地域行動計画」

(いしおか子育て夢づくり応援プラン)を策定し、少子化対策・子育て支援施策を進めています。

この度、「石岡市次世代育成支援地域行動計画」の後期計画案(平成22年度～26年度)を策

定しましたので、計画に関する意見をお寄せください。

● 募集期間

12月4日(金)～18日(金)

● 計画案の公表・閲覧

12月4日(金)から

市のホームページ

・ 市役所 とも福祉課

・ 八郷総合支所 市民窓口課

※土日を除く午前9時から午後5時まで

● 応募資格

・ 市内に住所を有する人

平成23年3月31日まで

# 無料で住民基本台帳カードが取得できます



◆住民基本台帳カードのできる  
※証明書の無い場合は、郵便による本人照会を行いますので、即日交付はできません。

①顔写真付きカードは公的な身分証明書として利用できます。

②電子証明書(有料)により、e-Tax(電子申告)ができます。

③住民基本台帳カードは「いしおか市民カード」(印鑑登録証)として利用申請(暗証番号の登録)すれば、証明書自動交付機が利用できます。

※すでに住民基本台帳カードがある人で「いしおか市民カード」として利用したい場合は、住民基本台帳カードを持参し、申請ください。

(写真無しの場合は、写真付きで本人確認ができる運転免許証なども必要)

※③の場合で、すでに「いしおか市民カード」を所持している場合は回収します。

◆申請に必要なもの

・運転免許証やパスポートなど写真付きの官公署が発行した証明書

●有効期限  
発行日から10年

●交付申請・利用申請

・市役所総合窓口3番窓口  
・八郷総合支所市民窓口

「いしおか市民カード」として利用申請すれば次の証明書が自動交付機で取得できます。

- ①印鑑証明書
- ②住民票
- ③軽自動車税用住所証明書
- ④所得証明書
- ⑤市・県民税課税証明書
- ⑥市・県民税非課税証明書
- ⑦市税納税証明書
- ⑧軽自動車税納税証明書(重検用)

## ●問い合わせ

市役所市民課

☎23・1111 (内線122)

## 受付中 平成22年2月26日まで 住宅用太陽光発電に補助

市では、地球温暖化防止の一環として、環境への負荷の少ない新エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する人を対象に、その費用の一部を補助します。

力会社に販売するもの)

②住宅(店舗などとの併用住宅を含む)の屋根などに設置するもの

### 【補助対象経費】

太陽電池モジュール・架台・接続箱・直流側開閉器・インバータなど・その他工事に関する費用

③未使用品(中古品は対象外)



④設置する発電システムの容量の上限は設けませんが、補助対象の上限は4KWまで

### 補助金額

①太陽電池の最大出力に4万円を乗じて得た額  
・1000円未満の端数は切り捨て

・単位はKWとし、小数点以下3桁目を四捨五入  
・最大出力が4KWを超える場合は、4KWが上限  
・最高限度額 16万円

例1 太陽電池の最大出力が3・41KWのシステムを設置する場合

3・41KW×4万円＝13万6400円

### 例2

太陽電池の最大出力が5・40KWのシステムを設置する場合

対象は4KWまでなので、4KW×4万円＝16万円

### 申込期限

平成22年2月26日(金)

### ●問い合わせ

・市役所環境対策課

☎23・1111 (内線142)  
・八郷総合支所総務課  
☎43・1111 (内線1143)

※国や県が実施する補助金と併用できますが、補助の条件などが違うので、問い合わせください。

茨城県地球温暖化防止活動推進センター(社団法人茨城県公害防止協会内)

水戸市元吉田町1736120  
☎029・309・8086

# まちの 話題 できごと

戦没者を追悼し恒久  
の平和を祈る…



11月5日、中央公民館で石岡市戦没者追悼式が開催され、戦没者の遺族や来賓など380人が参加しました。

この式典は、戦没者を追悼するとともに恒久の平和を祈念するため、毎年開催されています。

式典では、参加者全員が戦没者の冥福を祈って、黙とうを捧げました。

市長は式辞で「戦没者の方々に思いを馳せ、心からご冥福を

▲代表者による追悼の辞

お祈りします」と哀悼の意を表すとともに「私たち、今後二度と戦争を繰り返さず、この素晴らしい平和が永久に続くよう不断の努力をする」ことを誓いました。

その後、遺族会会長ほか出席した来賓の方々から、それぞれ追悼の辞が述べられました。最後に、市長

をはじめ、遺族会会長や遺族の代表などが、戦没者を偲びつつ献花しました。

## おしゃべりコンサート に450人



▲N響団友オーケストラを指揮する家田さん(右)と熱唱する西川さん(中央)

した。

今年、指揮に家田厚志氏ピアノに新納洋介氏、歌にソプラノ歌手の西川朝子氏を迎え、楽しいコンサートとなりました。

オーケストラをバックに演奏されたピアノ協奏曲をはじめ、『フィガロの結婚序曲』など耳なじみのあるクラシックナンバーが演奏されました。

また、ソプラノソロでは、西川さんの伸びやかな歌声に聴衆は魅了されました。

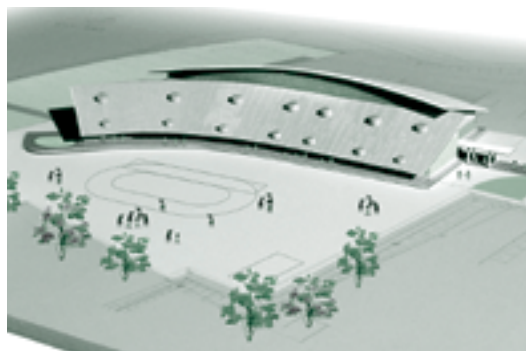
全9曲の演奏が終わると、会場からは惜しめない拍手が送られました。

来場者からは「ピアノ協奏曲が素晴らしかった」「ピアノ協奏曲が

10月31日、中央公民館大講堂で第13回石岡市芸術祭「おしゃべりコンサート」inやさとおしゃべりコンサート」inやさとおしゃべりコンサート」演奏会が開催され、450人が来場しま

「地方で本物のクラシックが聴けてうれしく思います。来年もぜひ参加したい」「生の演奏の迫力に感動した」などの声が聞かれました。

## 統合保育所は「やさと中央保育所」に決定!



▲やさと中央保育所完成予想図

現在、市では八郷地区の柿岡・葦穂・恋瀬・瓦会・林の五つを統合する新たな保育所を、来年4月1日開所予定で柿岡地内に建設しています。

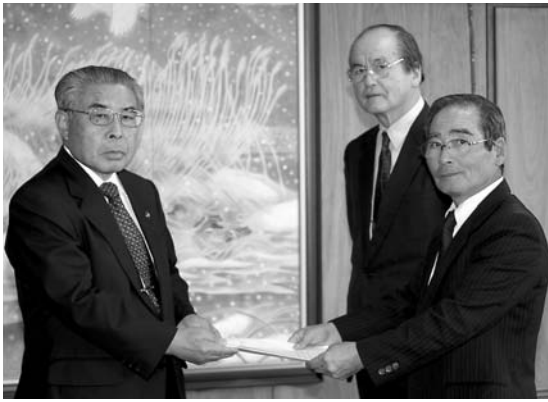
その統合保育所の名称を募集したところ、41件の応募がありました。市では、統合保育所名称選考委員会を開催して審査し、名称は「やさと中央保育所」に決定しました。この名称には、複数の応募があったため抽選を行い、松崎泰幸さん(市内須釜)が採用者として選ばれ、記念品が贈呈されました。



## 石岡市協働のまちづくり り条例案を提言

公募による2人を含む学識経験者や各種団体の代表者など15人の委員からなる「石岡市市民との協働まちづくり条例制定委員会（佐藤信夫委員長）」では、昨年10月から「石岡市協働のまちづくり条例」の制定を目指し、話し合いを重ねてきました。

この度、委員会では「石岡市協働のまちづくり条例案に関する提言書」をまとめ、10月16日に佐藤委員長と窪谷副委員長が市役所を訪れ、提言書を市長に手渡しました。



▲提言書を手渡す佐藤委員長（右）と窪谷副委員長（中央）

## 商工祭に2万人



できました。

▲「こちら葛飾区亀有公園前派出所」のぬいぐるみショー

また、会場内には各種販売や展示、飲食コーナーがたくさん開設され、両手に買い物袋を下げた人や、ピザなどをおいしそうに頬張る姿も見られました。エアートランポリン竜太や、ふれあい動物園、消防署のレンジャー体験などは子ども連れで賑わいました。ステージ上では、「こちら葛飾区亀有公園前派出所」のぬいぐるみショーや、キッズダンス、

11月1日、秋晴れの空のもと、いしおかイベント広場で商工祭が開催され、2万人が訪れました。開会式に続いて行われたひかり保育園とばらき台幼稚園の鼓笛隊演奏には、晴れ姿を残そうとカメラやビデオを手にした家族など、観客が多数集まりました。恒例のサンマのつかみどりや、地元食材を使用した石窯ピザ、商店会の抽選会には、開始前から長い列が

海外舞踊、ビンゴゲームなど様々なイベントが行われ、拍手や歓声が会場内に響いていました。訪れた人たちは、暖かな秋の一日を、家族や友人と楽しく過ごしました。

## 柿岡八幡神社で 太々神楽奉納



▲十二面神楽の内、天狐・種稼の舞

形民俗文化財）が、今年は10月2日、3日の二日間行われました。この神楽は、地元では「ジャカモコジャン」と呼ばれ、親しまれています。当日は、天狐や天照皇大神、猿田彦などの十二面神楽と地元小学生4人による巫女舞が演じられました。奉納は、4時間にもわたるため、眠気をがまんする巫女の姿もみられました。神楽の合間には、餅まきが行われ、境内に集まった人たちは縁起のいいといわれる餅を拾いました。

10月18日、片野八幡神社の祭礼で、排禍ばやし（県指定無形民俗文化財）が奉納されました。排禍ばやしは、戦国時代の現在の根小屋の片野城主太田資正が武運を祈るために、片野に八幡神社を建立し、その際に「諸々の禍を排して繁栄を願う」との意味から奉納したと伝えられています。当日は、獅子舞、ひよっこ踊り、おかめ踊り、狐踊りが演じられ、境内に集まった観客から拍手が送られました。

## 片野八幡神社に排禍 ばやし奉納



▲神社で奉納されたひよっこ踊り

受給には申請が必要です

# 母子家庭等の児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母または母に代わってその児童を養育している人に、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

## 支給対象となる児童

- ① 父母が婚姻を解消している
- ② 父が死亡している
- ③ 父が一定の障害がある
- ④ 父の生死が不明
- ⑤ 父が引き続き1年以上遺棄している
- ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている
- ⑦ 母が婚姻によらないで生んでいる
- ⑧ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明

## 支給されない場合

- ① 国内に住所がない
- ② 老齢福祉年金以外の公的年金を受けている
- ③ 遺族補償などを受けている
- ④ 父に支給される公的年金の加算対象となっている
- ⑤ 児童福祉法上の里親に委託されている
- ⑥ 父と生計を同じくしている（父が一定の障害がある場合を除く）
- ⑦ 母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されている
- ⑧ 児童福祉施設に入所しているなど

## 支給額

| 一部支給               | 全部支給          |         |
|--------------------|---------------|---------|
|                    | 児童数           | 月額支給額   |
| 月額4万1710円から9850円まで | 1人            | 4万1720円 |
|                    | 2人            | 4万6720円 |
|                    | 3人            | 4万9720円 |
|                    | 3人目以降は3000円加算 |         |

## 所得による支給制限

請求人（母または養育者）の所得が政令で定めた額以上のときは、手当の全額または一部の支給が停止されます。所得制限額は、扶養人数などに応じて変わります。  
 ※父からの扶養費などの80%が所得として取り扱われます。  
 ※受給資格者が母の場合は、寡婦・寡婦特別控除の控除前の所得で算定します。

## 支給制限

受給期間が5年を経過するなどの要件に該当する人は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）の人を除いて、手当額の2分の1が支給停止になる可能性があります。

※「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日までにいる児童です。ただし、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満までです。



● 児童扶養手当は申請制です。申請がないと支給されません。  
 不正などにより受給した場合は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

● 児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届を提出することになっています。

現況届が未提出の場合は、支払いが一時停止されるだけでなく、受給資格が喪失される場合もあるので、必ず提出ください。

## 問い合わせ

市役所こども福祉課  
 ☎ 23・1111（内線163）  
 八郷総合支所市民窓口課  
 ☎ 43・1111（内線1132）



旭台会館

# 旭ふれあい講座で 楽しく学ぼう

- 申込方法  
直接または、電話・ファックス・電子メールで申し込みください。  
\* 月曜日は休館です。  
\* 定員を超えた場合は、抽選で決定し、少数の場合は、中止することがあります。
- 申し込み・問い合わせ  
旭台会館 ☎ 26-1366 FAX 26-1780  
✉ asahidai@smile.ocn.ne.jp

| 12月8日(火)～19日(土)        |   |   |                          | 期申<br>間込 |
|------------------------|---|---|--------------------------|----------|
| いけばな講座                 | ステップアップ<br>韓国語講座  | カルトナーージュ<br>(素敵な布箱作り)<br>講座                                   | 大人のための<br>大正琴講座          | 講座名      |
| 日本の誇りある伝統文化の生け花を習いましょう | 語学の勉強は、継続が肝心です。基礎を学んだ方が対象で、韓国語基礎の復習を含め、さらなる応用会話を広げていきます | カルトナーージュはフランスの伝統工芸。厚紙をカットし、組み立て、布を貼り…。世界に一つのオリジナルの箱を作ってみませんか？ | あなたも友達と一緒にふれあいを奏でてみませんか？ | 講座内容     |
| 広瀬 紀子                  | 金 惠英  | 岡崎喜代子   | 小林 正江                    | 講師       |
| 3月11日・25日              | 1月15日・2月5日・12月19日                                       | 3月11日・2月18日・1月25日   | 2月6日・1月16日・20日           | 日        |
| 木                      | 金   | 木   | 土                        | 時        |
| 午前10時～正午               | 午後8時～9時30分  | 午後1時30分～3時30分   | 午後1時30分～3時30分            | 定員       |
| 10人                    | 15人   | 15人   | 10人                      | 教材費      |
| 6300円                  | 資料代200円   | 5000円   | 無料                       |          |



交通マナー  
アップ運動  
実施中

12月1日～31日 年末の交通事故防止県民運動

あなたの車に  
「やさしい交通マナー」を  
乗せましょう

- ・ 合図は早めに出しましょう
- ・ 黄色信号は止まりましょう
- ・ 横断歩行者がいたら止まりましょう
- ・ ライトは早めに点灯しましょう

飲酒運転の根絶を！

酒気帯び運転は、2年間の免許取り消しです。年末年始にかけて飲酒の機会が増えます。ハンドルキーパー（お酒を飲まずに仲間を送る人）を決めて楽しいお酒を飲みましょう。



● 問い合わせ  
石岡警察署  
☎ 28・0110

## 恋瀬川サイクリングコース

### 一部通行止め期間が 延長になります

恋瀬川サイクリングコースの一部が、千代田石岡バイパス工事のため11月末まで通行止めになっていましたが、平成22年3月末まで工期が延長になりましたので、引き続き迂回路を利用ください。  
迷惑をおかけしますが、協力願います。

■ 問い合わせ  
恋瀬川サイクリングコース  
管理運営協議会（八郷総合運動公園内） ☎ 43・6884

